

各種警報が発令された場合の措置

* 東三河南部地域(豊川・豊橋・田原・蒲郡)または「居住地域」「通学経路」のいずれかで警報等が発令された場合は下記の通りとする。

1 暴風・暴風雪警報が発令された場合

午前6時までに警報が解除の場合	通常授業
午前10時の時点で警報が解除の場合	5限目より授業開始
午前10時を過ぎても警報が解除されない場合	登校しない
生徒の登校後に警報が発令された場合	当日の授業は中止し、帰宅。ただし、帰宅途中が危険と認められる生徒については、校内の最も安全な場所で待機。
土曜日に登校する場合、上記の警報解除時刻「午前10時」を「午前8時」と読み替える。	

2 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合

区分	気象庁具体的発表内容	生徒状況	対応
調査開始発表	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合	自宅・在校中	続報に注意し、通常通り
南海トラフ地震と評価発表	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	自宅・登校前	自宅待機
		在校中	直ちに帰宅させる

3 大地震発生時の対応

生徒状況	気象庁具体的発表内容	対応
登校前	震度5弱～5強	自宅待機
	震度6以上	当日は休校
下校時	震度5弱～5強	翌日は自宅待機
	震度6以上	翌日は休校
在校時	震度5弱～5強以上	別記「地震発生時の行動マニュアル」参照

◎学校緊急一斉メール、学校HPなどで状況は発信する。

4 「防災気象情報」(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)のレベル3以上が発令された場合について

* 大規模な災害の発生が緊迫していることを伝えるために「防災気象情報」(令和8年 5月29日施行)が改訂された。

防災気象情報の役割とは…市町村等の「行動指南型」の避難情報の発令判断を支援する (気象庁HP参照)

5段階の警戒レベルにあわせた数字を付して防災情報が提供される。キキルや河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。

レベル3 警報が発令された場合		時間推移のイメージ	災害発生
登校前	在校時		
家庭のできるだけ高所に避難待機する。今後の気象情報の動向に注意する。↩	学校安全対策本部を発足、協議の結果から学内にいる生徒の安全対策を行う。↩	数日～1日前 数時間～数時間前 数時間～3時間前 2時間～0時間前	レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する レベル3 警報 ・避難に時間がかかる高齢者等は危険な場所から避難する ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難 レベル4 危険警報 ・危険な場所から全員避難する ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了 レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

5 家庭で登校するのに危険であると判断した場合

登校しない旨を、その理由とともに学校に連絡する。